

そのため、以下の対策を取り、皆様にお知らせと共にご協力をお願い申し上げます。

1. 検挙ホットラインを設置

海外から「ひのみどり」など種苗登録品種を輸入する者を検挙する情報・証拠資料等に対し、奨励金として10万円を支給する。

2. 税関検査の強化

全国各港の税関と協力し、水際で検査を強化し、種苗登録品種の不正輸入を阻止する。

種苗法、育成者権、関税法など関連法規の施行

3. 中国政府との連携を強化

中国の関係官庁と連携し、輸入業者から遡って生産者を通報することにより、現地での栽培を撲滅する。

なお、輸入業者の不本意により中国における豊表加工工場などで「ひのみどり」等の種苗登録品種が混入されることは、日本で検挙、検出された場合も同様に法規の罰則対象となります。

知的財産保護のグローバル対応、日本の伝統産業を振興、生産農家の育成者権益を保護、そして輸入業者、販売業者ないし豊店の正当な権益を守るために、どうか皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。